

2023年8月18日

各 位

茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号
株式会社ジョイフル本田
代表取締役社長 平山 育夫

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

当社は、2023年8月18日開催の取締役会において、資本効率を高め、1株当たり利益の増大を図ることを目的として、自己株式の取得を機動的かつ継続的に実行するため、自己株式を取得することを決議するとともに、その具体的な取得方法として採用した一括取得型自己株式取得（ASR）と呼ばれる手法を実施することを目的として、会社法第236条第1項、第238条第1項及び第2項並びに同法第240条第1項に基づき、新株予約権を発行することを決議いたしましたので、同法第240条第2項及び第3項に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 募集新株予約権の名称

株式会社ジョイフル本田第2回新株予約権

2. 募集新株予約権の数

1個

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その数は、以下の計算式に従って算定される株式数とする。

$$\text{基準株式数} = \text{基準金額} \div \text{平均株価}$$

計算の結果生じる100株未満の端数は切り捨てることとし、0株を下回る場合には0株とする。

上記算式において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。

「平均株価」とは、2023年8月22日（同日を含む。）から募集新株予約権の行使請求の効力発生日（以下「行使請求日」という。）の直前取引日（同日を含む。）までの期間の各取引日（但し、除外市場混乱事由発生日を除く。）において株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の算術平均値に100%を乗じた価格をいう（小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）。

「基準株式数」とは、当社が 2023 年 8 月 21 日付で実施する東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による当社普通株式の買付け（以下「本自己株式取得(ToSTNeT-3)」という。）において、第 14 項に定める割当先（以下「割当予定先」という。）が売却した当社普通株式の数をいう。

「基準金額」とは、本自己株式取得(ToSTNeT-3)において、割当予定先が売却した当社普通株式の売却額の合計をいう。

「除外市場混乱事由発生日」とは、当社普通株式に関する取引制限等が発生したために当該日における VWAP を平均株価の算出の基礎とすべきでないと割当予定先から申告がなされた日をいう。

4. 基準株式数等の調整

- (1) 2023 年 8 月 23 日（同日を含む。）から行使請求日の 2 取引日後の日（同日を含む。）までの期間中に当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）の基準日（基準日が設定されない場合は、効力発生日。）が設定された場合には、①基準株式数及び②平均株価を算出するに際して使用される当該株式分割等のための権利付最終取引日以前の各取引日における VWAP は、募集新株予約権の行使に際して、それぞれ次の算式により調整される。但し、基準株式数に係る計算の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てることとし、調整後 VWAP については小数第 5 位まで算出し、その小数第 5 位を四捨五入することとする。

$$\text{調整後基準株式数} = \text{調整前基準株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

$$\text{調整後 VWAP} = \frac{\text{調整前 VWAP}}{\text{株式分割等の比率}}$$

- (2) 上記第(1)号のほか、次に掲げる場合には、当社は、割当予定先と協議の上、その承認を得て、基準株式数及び平均株価を算出するに際して使用される VWAP について、合理的かつ必要な調整を行う。

- ① 会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は合併のために調整を必要とするとき。
- ② 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行（無償割当てを含む。）、その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により調整を必要とするとき。
- ③ これらの金額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整に際して、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

5. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

募集新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は 1 円とする。

6. 募集新株予約権を行使することができる期間

2023 年 12 月 1 日から 2024 年 8 月 15 日までとする。

7. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
8. 社債、株式等の振替に関する法律の適用、新株予約権証券の不発行等
募集新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、当社は、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、募集新株予約権に関して新株予約権証券を発行することができない。また、募集新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
9. 組織再編行為の場合の新株予約権の交付
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき募集新株予約権に係る新株予約権者に新たに再編当事会社の新株予約権を交付するものとする。
- (1)新たに交付される新株予約権の数
1個
 - (2)新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類
再編当事会社の普通株式
 - (3)新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案し、第3項に準じて決定する。
 - (4)新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円とする。
 - (5)新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金、組織再編行為の場合の新株予約権の交付並びに新株予約権証券の不発行
第6項、第10項、第7項、本項及び第8項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

10. その他の募集新株予約権の行使の条件

- (1) 募集新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 募集新株予約権に係る新株予約権者が募集新株予約権の行使を行わないことを当社に対して通知した場合、当該通知が行われた日以降、当該募集新株予約権を行使することはできない。

11. 募集新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

募集新株予約権はA S R取引における調整取引のために発行されるものだが、当社は、募集新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結した割当契約に定められた諸条件を考慮した募集新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」という。）に依頼した。赤坂国際会計は、募集新株予約権の権利行使が行われない場合には、割当予定先から一定数の当社普通株式が無償で提供される等の割当契約記載の条件も考慮しつつ、当社普通株式の株価変動率、募集新株予約権の行使条件等を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、募集新株予約権の価値評価を実施した。当社は、割当予定先が取得するA S R取引における地位は単に将来の一定の時点までの株価の騰落を事後的に精算するという地位に過ぎず、株価は基本的に上下どちらにも変動しうる以上、積極的な価値を持たず、募集新株予約権及び無償取得条項を一体として評価すれば価値は零であると評価できることから、赤坂国際会計の評価を参考にしつつ、募集新株予約権の内容を勘案の上、無償での募集新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断し、募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。また、募集新株予約権について、監査役全員（社外監査役計3名）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、募集新株予約権の発行が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ている。

12. 募集新株予約権を割り当てる日

2023年9月4日

13. 募集新株予約権の割当予定先との間で締結した割当契約における定め

(1) 募集新株予約権の不行使

募集新株予約権を行使した場合における交付株式数が0株となる場合、割当予定先は募集新株予約権を行使することはできず、第10項第(2)号に定める通知を行わなければならない。

(2) 当社普通株式の無償取得

割当予定先が募集新株予約権の行使を行わないことを決定し、第10項第(2)号に定める通知を送付した場合には、当社が割当予定先より、以下の算式で算出される数の当社普通株式を無償で取得する。

$$\text{基準金額} \div \text{平均株価} - \text{基準株式数}$$

計算の結果生じる単元未満株式については切り捨てる。

なお、上記の算式における「平均株価」は第3項に定める意味を有するが、同項における「募集新株予約権の行使請求の効力発生日（以下「行使請求日」という。）」は、本項に適用する場合において、「第10項第(2)号に定める通知が行われた日」と読み替える。また、上記の算式における各計数は、第4項各号を準用して調整される。

(3)募集新株予約権の処分禁止

割当予定先は、当社の事前の書面による同意なく、募集新株予約権につき第三者に対して譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。

14. 募集の方法

第三者割当の方法によりすべてをモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社に割り当てる。

なお、上記の自己株式の取得及びその具体的な取得方法である一括取得型自己株式取得（ASR）につきましては、当社の本日付のプレスリリース「自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ（一括取得型自己株式取得（Accelerated Share Repurchase）による自己株式取得）」も合わせてご参照ください。

以 上